

長崎市告示第477号

長崎市農業経営開始資金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年7月1日

長崎市長 鈴木史朗

長崎市農業経営開始資金交付要綱の一部を改正する要綱

長崎市農業経営開始資金交付要綱（令和4年長崎市告示第621号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、農業のさらなる担い手の育成・確保と経営の安定につなげるため、新規就農者に対し、経営が安定するまでの一定期間において、経営安定に向けた総合的な資金として長崎市農業経営開始資金（以下「開始資金」という。）を交付することについて、<u>新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）</u>、<u>新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）</u>及び長崎市補助金等</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、農業のさらなる担い手の育成・確保と経営の安定につなげるため、新規就農者に対し、経営が安定するまでの一定期間において、経営安定に向けた総合的な資金として長崎市農業経営開始資金（以下「開始資金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。</p>

交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、新規就農者育成総合対策実施要綱及び新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱の定めるところによる。

（交付対象者）

第3条 開始資金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、新規就農者育成総合対策実施要綱別記2の第5の2又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱別記1の第5の2の要件を満たす者であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 所有権若しくは利用権を有している又は所有者等との間で特定作業受委託契約によって作業の委託を受けている農地が本市内に存在すること。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによる。

（交付対象者）

第3条 開始資金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 独立・自営就農時の年齢が、50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
- (2) 次に掲げる要件の全てを満たす独立・自営就農を行う者であること。
 - ア 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有しており、当該農地が市内に存在すること。
 - イ 主要な農業機械及び農業施設を交付対象者が所有し、又は

[削る]

[削る]

[削る]

借りていること。

ウ 生産物、生産資材等を交付対象者の名義で出荷し、及び取引すること。

エ 交付対象者の農産物等の売上げ、経費の支出等の経常収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

カ 交付対象者が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者であること。

(3) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けている者であること。

(4) 交付対象者が作成した青年等就農計画等が次に掲げる要件に適合していること。

ア 農業経営を開始して5年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等の農業生産関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。

イ 青年等就農計画の達成が実現可能であると見込まれること。

(5) 農業経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経

[削る]

[削る]

[削る]

営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ、
農業経営を開始した日から3年を経過するまでの期間中に経営
の多角化、新技術の導入等経営発展に向けた取組を行い、新規
参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農
計画等の承認を受けた者であると市長が認める者であること。
ただし、一戸一法人以外の農業法人を継承する者を除く。

(6) 目標地図に位置づけられた者等であること。

(7) 生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受け
ていないこと。

(8) 交付対象者又は交付対象者が経営する法人が、次の各号に掲
げる事業による助成金又は補助金の交付をいずれも現に受けて
おらず、かつ、過去に受けていないこと。

ア 雇用就農資金等実施要綱（令和7年3月31日付け6経営
第2412号農林水産事務次官依命通知）別記1に定める雇
用就農資金

イ 農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6
日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別
記2に定める農の雇用事業

ウ 新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日

付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知)別記2
に定める就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業

エ 新規就農者確保緊急対策実施要綱(令和3年12月20日
付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知)別記2
に定める雇用就農者実践研修支援事業

オ 新規就農者育成総合対策実施要綱別記1に定める経営発展
支援事業のうち地域計画早期実現支援枠又は新規就農者確保
緊急対策実施要綱別記6に定める世代交代・初期投資促進事
業のうち世代交代円滑タイプによる事業。

カ 経営継承・発展等支援事業実施要綱(令和3年3月26日
付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知)別記1
に定める経営継承・発展支援事業

キ 新規就農者育成総合対策実施要綱別記1に定める経営発展
支援事業のうち通常枠、新規就農者確保緊急対策実施要綱別
記6に定める初期投資促進事業又は新規就農者確保緊急円滑
化対策実施要綱(令和5年12月1日付け5経営第2016
号農林水産事務次官依命通知)別記2に定める世代交代・初
期投資促進事業のうち初期投資促進タイプにおける補助対象
事業費が上限額1,000万円(夫婦で共同経営する場合は夫

[削る]

婦で1,500万円)の事業。

(9) 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険、施工業者による保証等に加入している又は加入することが確実と見込まれること。

[削る]

(10) 前年の世帯全体の所得（被災による開始資金の交付休止期間中の所得を除く。以下同じ。）が600万円以下の者（当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市長が認める者を含む。）であること。

[削る]

(11) 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持及び発展に向けた活動に協力する意思があること。

[削る]

(12) 新規就農者育成総合対策別記2の2(1)のサに規定された者であって、農業経営の期間が3年以下であること。

[削る]

(13) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること。

[削る]

(14) 原則として交付期間内に、農業経営人材育成研修プログラム

[削る]

(開始資金の交付額及び交付期間)

第4条 開始資金の交付額は、1月につき1人当たり13.75万円とする。この場合において、令和7年度以前に農業経営を開始している交付対象者に係る令和7年度以前の農業経営に係る交付金額については、1月につき1人当たり12.5万円とする。ただし、交付期間は最長3年間（経営開始後3年度目分まで）とする。

2 [略]

3 複数の交付対象者が農業法人を設立し、共同経営する場合（当該農業法人及び交付対象者それぞれが目標地図に位置づけられた者等である場合に限る。）は、1月につき交付対象者1人当たり13.75万円とする。ただし、経営開始後3年以上経過している農業者（当該農業者が農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記

の中級コースなど、農業経営力の向上に資する研修を受講し、修了すること。

2 前項第2号に規定する独立・自営就農を行う者が農業経営を法人化している場合は、同号ア及びイ中「交付対象者」とあるのは「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、同号ウ及びエ中「交付対象者」とあるのは「交付対象者が経営する法人」とする。

(開始資金の交付額及び交付算定期間)

第4条 開始資金の交付額は、1月につき1人当たり12.5万円とする。

2 [略]

3 複数の交付対象者が農業法人を設立し、共同経営する場合（当該農業法人及び交付対象者それぞれが目標地図に位置づけられた者等である場合に限る。）は、1月につき交付対象者1人当たり12.5万円とする。ただし、経営開始後3年以上経過している農業者（当該農業者が農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記1

1に定める農業次世代人材投資事業又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱の別記1に定める就農準備・経営開始支援事業による助成金又は開始資金の交付を受けている場合は、その3年度目を越えている農業者とする。)が農業法人の役員に1名でも存在する場合は、当該農業法人の他の役員も交付の対象外とする。

[削る]

(経営開始計画の承認申請)

第5条 開始資金の交付を受けようとする者は、交付を受けようとする期間の初年度において長崎市農業経営開始資金経営/開始/変更/計画承認申請書(第1号様式)に青年等就農計画等(青年等就農計画に経営開始資金申請追加資料(新規就農者育成総合対策実施要綱別記2別紙様式第2号)又は経営開始支援資金申請追加資料(新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱別記1別紙様式第2

に定める農業次世代人材投資事業又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱の別記1に定める就農準備・経営開始支援事業による助成金又は開始資金の交付を受けている場合は、その3年度目を越えている農業者とする。)が農業法人の役員に1名でも存在する場合は、当該農業法人の他の役員も交付の対象外とする。

4 開始資金の交付の対象として算定する期間(以下「交付算定期間」という。)は、農業経営を開始した日から3年を経過する日までを上限とする。ただし、第13条の規定により開始資金の交付を休止した期間がある場合(第2項に規定する夫婦で農業経営を行う妻が妊娠又は出産により就農を休止する場合を除く。)は、当該休止した期間は当該交付算定期間に算入しない。

(経営開始計画の承認申請)

第5条 開始資金の交付を受けようとする者は、交付を受けようとする期間の初年度において長崎市農業経営開始資金経営/開始/変更/計画承認申請書(第1号様式)により、経営開始計画について市長の承認を受けなければならない。

号)を添付したものをいう。以下同じ。)を添付して市長に申請し、その承認を受けなければならない。

[削る]

(経営開始計画の変更)

第7条 前条の規定による承認を受けた者は、青年等就農計画等を変更する場合は、長崎市農業経営開始資金経営/開始/変更/計画承認申請書に青年等就農計画等を添付して、市長の承認を受けなければならない。ただし、追加の設備投資を要しない経営面積の拡大、品目ごとの経営面積の増減その他の軽微な変更の場合は、この限りではない。

2 前項の申請に添付が必要な書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 経営を開始した時期を証明する書類
- (2) 経営を継承した場合は、継承した農業経営に従事していた期間が5年以内であることを証明する書類
- (3) 農地並びに主要な農業機械及び農業施設の一覧が確認できる書類
- (4) 農地の権利設定の状況が確認できる書類
- (5) 主要な農業機械及び農業施設を交付対象者又は交付対象者が経営する法人が所有し、又は借りていることが確認できる書類
- (6) 前年の世帯全員の所得を証明する書類

(経営開始計画の変更)

第7条 前条の規定による承認を受けた者は、経営開始計画を変更する場合は、長崎市農業経営開始資金経営/開始/変更/計画承認申請書により、市長の承認を受けなければならない。ただし、追加の設備投資を要しない経営面積の拡大、品目ごとの経営面積の増減その他の軽微な変更の場合は、この限りではない。

2 [略]

(開始資金の交付申請)

第8条 開始資金の交付の申請は、規則第22条の規定により、規則第3条第1項の補助金等交付申請書に代えて、経営開始資金交付申請書（新規就農者育成総合対策実施要綱別記2別紙様式第19号）の又は経営開始支援資金交付申請書（新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱別記1別紙様式第19号）により行うものとする。

2 規則第3条第1項第1号の事業計画書及び同項第2号の収支予算書は、青年等就農計画等の収支計画（新規就農者育成総合対策実施要綱別記2別紙様式第2号別添1又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱別記1別紙様式第2号別添1）によるものとする。

3～5 [略]

(開始資金の交付の決定)

第9条 開始資金の交付の決定の通知は、規則第22条の規定により、規則第6条第1項の補助金等交付決定通知書に代えて、長崎市農業経営開始資金交付決定確定通知書（第3号様式）により行うものとする。

2 [略]

(開始資金の交付申請)

第8条 開始資金の交付の申請は、規則第22条の規定により、規則第3条第1項の補助金等交付申請書に代えて、長崎市農業経営開始資金交付申請書（第3号様式）により行うものとする。

2 規則第3条第1項第1号の事業計画書及び同項第2号の収支予算書は、長崎市農業経営開始資金経営/開始/変更/計画承認申請書の経営開始計画及び当該申請書の収支計画（別添1）によるものとする。

3～5 [略]

(開始資金の交付の決定)

第9条 開始資金の交付の決定の通知は、規則第22条の規定により、規則第6条第1項の補助金等交付決定通知書に代えて、長崎市農業経営開始資金交付決定確定通知書（第4号様式）により行うものとする。

(開始資金の交付手続の特例)

第10条 この要綱による開始資金の交付については、規則第21条の規定により、規則第12条に規定する補助事業等実績報告書の提出及び規則第13条に規定する補助金等確定通知書による通知は、省略するものとする。

[削る]

第11条 [略]

(交付の停止)

第12条 市長は、第9条に規定する通知を受けた者（以下「受給

(開始資金の交付手続の特例)

第10条 この要綱による開始資金の交付については、規則第21条の規定により、規則第13条に規定する補助金等確定通知書による通知は、省略するものとする。

(就農報告等)

第11条 第9条に規定する通知を受けた者（以下「受給者」という。）は、開始資金の交付期間中、直近の1月から6月までの就農分は7月末までに、直近の7月から12月までの就農分は翌年1月末までに、就農状況報告(独立・自営就農)（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 受給者は、開始資金の交付期間終了後5年間（就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて5年間とする）、直近の1月から6月までの就農分は7月末までに、直近の7月から12月までの就農分は翌年1月末までに、作業日誌（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

第12条 [略]

(交付の停止)

第13条 市長は、受給者が次に掲げる各号のいずれかに該当した

者』という。)が次に掲げる各号のいずれかに該当した場合は、開始資金の交付を停止することとする。

(1) [略]

(2) 新規就農者育成総合対策実施要綱別記2第5の2の(3)イからキまで又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱別記1第5の2の(3)イからキまでのいずれかの事項に該当する場合

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

場合は、開始資金の交付を停止することとする。

(1) [略]

(2) 農業経営を中止し、又は休止した場合（次条第3項の規定により休止の理由がやむを得ない理由であると市長が認めて休止した場合を除く。）

(3) 前条に規定する就農状況報告を市長に提出しなかった場合

(4) 開始資金の適正な執行の確保のために国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しなかった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、開始資金の交付期間中に、適切な農業経営を行っていないと市長が認める場合
(交付の休止)

第14条 受給者は、病気、災害その他のやむを得ない理由により就農を休止する場合は、休止届（第7号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、休止する期間は1年（受給者が妊娠、出産又は災害により就農を休止する場合は3年）以内とする。

2 前項の休止届を提出した受給者は、就農を再開する場合は、経営再開届（第8号様式）を提出しなければならない。

(開始資金の返還)

第13条 受給者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める開始資金を返還しなければならない。ただし、第1号又は第3号に該当する場合にあって、病気、災害その他のやむを得ない事情として市長が認めたときは、この限りでない。

(1) 既に交付した開始資金の対象期間中に第12条に掲げる規定に該当した場合 当該規定に該当した月以後の対象期間の月数分の開始資金

(2)・(3) [略]

2 受給者は、前項ただし書の規定により開始資金の返還の免除を受けようとする場合は、返還免除申請書(新規就農者育成総合対策実施要綱別記2別紙様式第18号)又は返還免除申請書(新規

3 市長は、第1項の規定による休止届の提出があった場合において、休止の理由がやむを得ない理由であると認めたときは開始資金の交付を休止するものとする。

4 市長は、受給者から第2項の経営再開届の提出があり、適切に農業経営を行うことができると認められる場合は、第9条の規定により決定を受けた交付期間においては開始資金の交付を再開するものとする。

(開始資金の返還)

第15条 受給者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める開始資金を返還しなければならない。ただし、第1号又は第3号に該当する場合にあって、病気、災害その他のやむを得ない事情として市長が認めたときは、この限りでない。

(1) 既に交付した開始資金の対象期間中に第13条に掲げる規定に該当した場合 当該規定に該当した月以後の対象期間の月数分の開始資金

(2)・(3) [略]

2 交付対象者は、前項ただし書の規定により開始資金の返還の免除を受けようとする場合は、返還免除申請書(第9号様式)により市長に申請しなければならない。

就農者確保緊急円滑化対策実施要綱別記1別紙様式第18号により市長に申請しなければならない。

- 3 市長は、前項の返還免除申請があったときは、その内容を審査し、その可否を返還免除申請承認(不承認)通知書(第4号様式)により交付対象者に通知するものとする。

第14条 [略]

- 3 市長は、前項の返還免除申請があったときは、その内容を審査し、その可否を返還免除申請承認(不承認)通知書(第10号様式)により交付対象者に通知するものとする。

第16条 [略]

第1号様式を次のように改める。

長崎市農業経営開始資金経営 開始 変更 計画承認申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

住 所：

[申請者] 氏 名：

電話番号：

（生年月日： 年 月 日： 歳）

長崎市農業経営開始資金交付要綱 第5条 第7条 の規定により、次の経営 開始 変更 計画の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

また、新規就農者育成総合対策実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び長崎市農業経営開始資金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

なお、実施要綱及び交付要綱の規定により、長崎市農業経営開始資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを（保証人の署名を添えて）誓約します。

第3号様式を削り、第4号様式を第3号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

返還免除申請承認（不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

長崎市長

年 月 日付けで申請があった返還免除については、審査の結果、適当（不適當）と認められるので承認（不承認）し、長崎市農業経営開始資金交付要綱第15条第3項の規定により通知します。

返還免除を 申請する 理由	
---------------------	--

第5号様式から第10号様式までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、令和8年度分の予算に係る補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の長崎市農業経営発展支援事業費補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。